公 示 日 : 2022年2月24日(木)

調達管理番号:21a01150 国 名 :マラウイ

担 当 部 署 :経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名:マラウイ国市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト(ジェ

ンダー主流化)

# 1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務:ジェンダー主流化

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類:専門家業務

# 2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2022年4月中旬から2023年1月下旬

(2) 業務人月:現地 6.00、国内 0.5、合計 6.50

(3) 業務日数:

• 第1次 国内準備 2日、現地業務 90日、国内整理 3日

・ 第2次 国内準備2日、現地業務90日、国内整理3日本業務における渡航回数の上限は2回とします。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

# 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提 出 期 限 : 2022年3月16日(水)(12時まで)

(4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

▶ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◆ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き(/352KB) https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition 2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

◆ 評 価 結 果 の 通 知 : 2022 年 3 月 29 日(火)までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・ 選考の上、契約交渉順位を決定します

# 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

① 業務実施の基本方針 16点

② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等:

① 類似業務の経験 40点

② 対象国・地域での業務経験 8点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

(計100点)

類似業務経験の分野	農村でのジェンダー主流化・モニタ
	リング/評価
対象国・地域又は類似地域	マラウイ/アフリカ諸国
語学の種類	英語

# 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等:特になし
- (2) 必要予防接種:特になし

※黄熱に感染する危険のある国から来る、1歳以上の渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に12時間以上滞在した渡航者も黄熱予防接種証明書が要求されています。

#### 6. 業務の背景

農業・灌漑・水開発省(現農業省)は、より実践的な商業的農業に関する普及サービスを提供するため、JICAが2014年より開始した「市場志向型農業(以下、「SHEPアプローチ」)」の課題別研修(2014年開始)に研修員として職員を派遣し、その後研修員が作成したアクションプランに基づくパイロット事業を実施した。その結果、同省職員の指導力の向上、小規模園芸農家グループによる生産物の協同販売の開始、交渉能力の向上、生産物の品質改善など、生計向上につながる成果がみられた。

上記の背景から、マラウイ国(以下、マラウイ)政府は今後同省職員の SHEP アプローチに関する普及サービスを改善していくための能力強化を図るべく、 我が国に支援を要請した。これを受けて JICA は、「SHEP アプローチ」に基づき

マラウイの現状に適した市場志向型農業アプローチの構築・実践を通じて、小規模園芸農家の生産性・マーケティング能力の強化を図る事を目的とした「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト(以下、MA-SHEP)」を 2017 年 4 月から 2023 年 4 月まで 6 年間の予定で実施しており、現在、長期専門家 3 名を派遣中である。

• プロジェクト実施期間: 2017 年 4 月 9 日~2023 年 4 月 8 日 (6 年間)

•相 手 国 側 実 施 機 関:農業省普及局(DAES)

•対 象 地 域:全国(毎年度2つの地方農政局(ADD)から約

6 県を選択し、第1~4 バッチで計24 県を対象

とする。

第1バッチ	カスング ADD (ムチンジ県、ンチシ県、カスング県、ドーワ県)
	サリマ ADD (サリマ県、コタコタ県)
第2バッチ	カロンガ ADD(チティパ県、カロンガ県)
	ムズズ ADD (ルンピ県、ムジンバ県、カタベイ県)
第3バッチ	ブランタイヤ ADD(ムワンザ県、チョロ県、ムランジェ県、パ
	ロンベ県、ネノ県)
	シレバレーADD(チクワワ県、ンサンジェ県)
第4バッチ	リロングウェ ADD(リロングウェ県、デッザ県、ンチェウ県)
	マチンガ ADD (マンゴチ県、マチンガ県、ゾンバ県)

- プロジェクト目標:プロジェクト対象小規模農家グループメンバー の所得が向上する。
- 期待される成果
  - ① MA-SHEP パッケージの実施体制が構築される
  - ② MA-SHEP パッケージが確立される
  - ③ MA-SHEP パッケージが継続的に対象農家グループに実践される

# (1) ジェンダー主流化業務の背景

マラウイにおいて農業セクターは国内総生産(GDP)の約28%、外貨収入の約80%を占める基幹産業として位置づけられている。また、総労働人口の約64.1%が農業に従事しており、同セクターの成長がマラウイの社会・経済の発展を支える原動力として考えられている。マラウイでは農業に従事する労働者の70%を女性が占めている。しかしながら、女性は土地や融資などのアクセスや、技術改善や農業普及などの機会に恵まれないことが多くMA-SHEPの詳細計画策定調査においても、農村部におけるジェンダー課題が確認された。

また、農業分野における投資枠組みである「国家農業投資計画(National Agriculture Investment Plan: NAIP)」は、4つのプログラム(A. 結果のための政策・制度・調整、B. 弾力性のある生計と農業システム、C. 成長のための生産と生産性、D. 市場・付加価値・輸送のための貿易と財務)と 16の介入領域から構成されており、その中で「Gender and Youth」は、NAIPの全てのプログラム及び領域で主流化され、農村地域の女性と青少年の双方が直面している不平等や課題に取り組むための具体的な措置を講じるものとされている。農業省においても、政策を通してジェンダーを含む横断的課題への取り組みが行われている。

本プロジェクトにおいても、農家経営における男女共同参加を促進し、ジェンダー平等推進のための取り組み方を工夫していくことが求められており、ジェンダー分野専門家の定期的な派遣を行い、効果的なジェンダー主流化に向けた取り組みを実施している。これまでの派遣実績・業務内容は以下のとおり。

# ・第1回:2017年7月25日から8月12日(19日間)

マラウイにおけるジェンダー分野の基礎調査を実施した。同調査を通して、農業・灌漑・水開発省及び他援助機関によるジェンダー主流化の取り組みと、プロジェクト対象地域の農村部におけるジェンダー課題が整理された。更に、同調査の結果を受け、本プロジェクトにおけるジェンダー分野の今後の活動方針が策定された。

# ・第2回:2018年4月29日から5月19日(21日間)

2017/2018 年度プロジェクト対象地域の普及職員に対するジェンダー啓発研修(ToT)を計画・実施した。同活動を通して、ジェンダー啓発研修(ToT)のプログラム及び研修教材が作成されると共に、ジェンダー主流化活動の計画・実施・モニタリング方法が提案/改訂された。

#### ・第3回:2019年1月5日から20日(16日間)

ジェンダーと開発分野の短期専門家を派遣し、第 1 バッチ対象地域活動実施県の対象農家グループによるジェンダー関連活動及び普及職員によるモニタリング実施状況が調査・評価された。同活動を通して、ジェンダー主流化活動の計画・実施・モニタリング方法が改善/改訂された。

# ・第4回:2019年10月12日から27日(16日間)

ジェンダーと開発分野の短期専門家を派遣し、2019/2020 年度プロジェクト対象地域におけるジェンダー基礎調査の実施と 2018/2019 年度プロジェクト対象

地域におけるジェンダー啓発研修実施後のモニタリングを実施した。同活動を通して、ジェンダー啓発研修 ToT 教材が改訂された。

・第5回:2021年8月から2021年12月(第1次、第2次現地業務計88日間)ジェンダー主流化の短期専門家が計2回現地へ赴き、これまで2019年までに4回派遣されたジェンダー分野短期専門家による活動や、プロジェクト全体の活動の進捗状況等を踏まえ、プロジェクト長期専門家及び農業省カウンターパート(C/P)と協力し、ジェンダー主流化に係る次の業務の支援を行った。

第1次現地業務(2021年8月27日から10月26日(61日間)) ジェンダー主流化の短期専門家を派遣し、第4バッチ対象地域におけるジェンダー基礎調査、第1、第2、第3バッチ対象地域におけるモニタリング・フォローアップ, MA-SHEP におけるジェンダー主流化に係る成果の取り纏め等を実施した。

第2次現地業務(2021年11月26日から12月22日(27日間))

第4バッチ対象地域でのジェンダー啓発研修実施へ向け、以下の業務を実施

- ・普及職員向けジェンダー啓発研修(ジェンダーToT)の準備・実施支援
- ・対象農家グループへのジェンダー啓発研修への同行・フォローアップ
- ・ジェンダーToT 参加者への研修改善案のフィードバック
- ・ジェンダーToT 教材の改訂

# 7. 業務の内容

本業務従事者は、MA-SHEPにおけるジェンダー分野の活動方針に基づき、長期専門家、短期専門家及びカウンターパート(以下、C/P)と協力して、以下、MA-SHEPのジェンダー主流化に係る業務を支援することを目的として派遣される。

- ・第4バッチ対象地域におけるジェンダー研修のモニタリング
- ・終了時評価(2022年10月予定)に向けた第1、2バッチ対象県におけるジェンダー事例収集と分析・取り纏め
- ・終了時評価(2022年10月予定)に向けた第3バッチ対象県におけるジェンダー事例収集と分析・取り纏め
- ・MA-SHEP 実施ガイドライン作成支援

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 第1次国内準備期間(2022年4月下旬)

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、マラウイ政府作成の関連報告書、 学術論文等を参照し、マラウイ農村開発分野のジェンダー主流化の現状 と課題を把握する。また、これまで MA-SHEP が実施してきたジェンダー 主流化プログラムに関する活動の概要を把握・分析する。
- ② JICA 経済開発部及びマラウイ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン(和文・英文)を作成し、JICA 経済開発部による確認の後、 電子データで提出する。併せて、マラウイ事務所、C/P 機関にも電子デ ータを送付する。
- (2) 第1次現地業務期間(2022年5月上旬~2022年7月下旬)
  - ① 現地業務開始時に、JICAマラウイ事務所、C/P機関に業務計画の承認を得る。
  - ② 第4バッチ対象地域におけるジェンダー研修のモニタリング: 2021年12月実施に第4バッチ対象地域で実施した普及員向けジェンダー研修(ToT)を踏まえ、普及員により対象農家グループに対し、効果的にジェンダー研修が実施されているか、対象県、EPA、農家グループのモニタリングを行う。
  - ③ 終了時評価(2022 年 10 月予定)に向けた第 1,2 バッチ対象県におけるジェンダー事例収集と分析・取り纏め: 第5回派遣報告にて提示されたジェンダー事例の情報収集する際のステップとまとめ方に倣い、第 1、第 2 バッチの対象農家グループのエンドラインサーベイの結果をもとに、フォローアップを行うとともに、各世帯による農業共同経営に関する事例収集と取り纏め業務の支援を行う。また、モニタリング/データ分析の専門家と協力し、ジェンダー研修の効果と所得との関係性に関する分析・考察を支援する(当該資料の請求は 10. 特記事項(2)、①を参照)。
- (3) 第1次国内整理期間(2022年8月上旬) 第1次派遣の現地業務結果報告書(和文・英文)を JICA 経済開発部に 電子データで提出し、報告する。
- (4) 第2次国内準備期間(2022年8月下旬) 第2次派遣にかかるワークプラン(和文・英文)を作成し、JICA経済開発部による確認の後、電子データを提出する。併せて、マラウイ事務所、 C/P機関にも電子データを送付する。

- (5) 第2次現地派遣期間(2022年9月上旬~2022年11月下旬)
  - ① 現地業務開始時に、JICAマラウイ事務所、C/P機関に業務計画の承認を得る。
  - ② 終了時評価(2022 年 10 月予定)に向けた第3バッチ対象県におけるジェンダー事例収集と分析・取り纏め:
    2022 年 6 月頃に第3バッチ対象県における周期的サーベイの実施を予定している。第5回派遣報告にて提示されたジェンダー事例の情報収集する際のステップとまとめ方に倣い、同バッチの対象農家グループの周期的サーベイ結果をもとに、フォローアップを行うとともに、各世帯による農業共同経営に関する事例収集と取り纏め業務の支援を行う。また、

よる農業共同経営に関する事例収集と取り纏め業務の支援を行う。また モニタリング/データ分析の専門家と協力し、ジェンダー研修の効果と 所得との関係性に関する分析・考察を支援する。

- ③ MA-SHEP 実施ガイドライン作成支援: ジェンダー研修実施ガイドラインをはじめとするジェンダー関連活動 に係るガイドラインの作成を支援する。また、他の MA-SHEP パッケージ 活動に関する実施ガイドラインの作成においても、ジェンダー分野の視 点から助言を行い、ガイドラインの作成を支援する。
- ④ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書 (英文)を JICA マラウイ事務所、C/P 機関に電子データで提出し、報告 する。
- (6) 第2次国内整理期間(帰国後整理期間)(2022年12月上旬) 専門家業務完了報告書(和文)をJICA経済開発部に提出し、監督職員に 報告する。

### 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務ワークプラン(各派遣時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。全体及び各派遣時の具体的な業務内容(案)などを記載。

提出方法:電子データ (JICA 経済開発部、JICA マラウイ国事務所、C/P機関へ提出)

(2) 現地業務結果報告書

各派遣終了時。和文及び英文。

提出方法:英文は電子データで JICA 経済開発部、JICA マラウイ国事務所、C/P 機関へ提出。

第2次現地業務結果報告書(和文)は(3)専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

(3) 専門家業務完了報告書(和文2部)

現地派遣期間中/第 2 次国内整理期間(帰国後整理期間)中に専門家業務完了報告書(和文)を、JICA 経済開発部及びマラウイ事務所に提出し、報告する。体裁は簡易製本とし、2 部を JICA 経済開発部に提出する。

提出日: 2023年1月16日

### 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約(単独型)に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate 202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、以下を基準とします。

- ① 日本⇒シンガポール⇒ヨハネスブルグ⇒リロングウェ⇒ヨハネスブルグ⇒シンガポール⇒日本
- ② 日本⇒ドーハ⇒ヨハネスブルグ⇒リロングウェ⇒ヨハネスブルグ⇒ドーハ⇒日本
- ③ 日本⇒ドバイ⇒ヨハネスブルグ⇒リロングウェ⇒ヨハネスブルグ⇒ドバイ⇒日本
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費 PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交 渉時に確認させていただきます。

# 10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境
  - ① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。なお、マラウイへの入国条件として、到着前72時間以内に取得したPCR 陰性証明書の提示及びTrusted Travelのガイドラインに基いたデジタル証明コードの発行と提示が必要です。加えて、新型コロナ・ワクチンの接種証明書の提示が必要で、接種証明書がない場合は

その場でのワクチン接種、それも希望しない場合は 10 日間の施設隔離が求められます。また、入国後 14 日間は自己健康観察となり、フェイスマスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、手指消毒の徹底が求められます。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。 なお、現在、長期専門家3名(プロジェクトチーフ1名、業務調整/研修1名、モニタリング・データ分析1名)と短期専門家(園芸生産/普及)1名が本プロジェクトに派遣されており、各専門家と協力し、7. 業務の内容に記載されている業務を実施することが求められます。特に、ジェンダー分野におけるモニタリング業務、事例収集と分析・取り纏め業務においては、終了時評価へ向け、モニタリング・データ分析分野の専門家との密な協働が求められます。

- ③ 便宜供与内容
  - ア) 空港送迎:あり
  - イ) 宿舎手配:第1次現地業務の到着時のみ、便官供与あり
  - ウ) 車両借上げ:あり(活動に応じてプロジェクト車両またはレンタカーを提供)
  - エ) 通訳傭上:なし
  - オ) 現地日程のアレンジ: 第 1 次現地派遣開始時における C/P 機関と の協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
  - カ) 執務スペースの提供:農業省普及局内における執務スペース提供 (ネット環境完備)

### (2)参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五グループにおいて配付しますので、edga2@jica.go.jpに送信願います。尚、配布資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出もしくは失注後に速やかに破棄してください。 受領とともに同意いただいたものとします。
  - MA-SHEP ジェンダー分野短期専門家報告書(第1回~第5回派遣分)
  - ・MA-SHEP ジェンダー研修教材
  - ・MA-SHEP 中間レビュー調査報告書
- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)

宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア)提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程 (2021年4月1日版)」及び「情報セキュリティ管理細則(2021年 3月31日版)」

# イ)提供依頼メール

・タイトル:「配付依頼:情報セキュリティ関連資料」

・本 文 :以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

#### (3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10月)」(<a href="http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo//guidance.">http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo//guidance.</a>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する 約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税 とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応 次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体 的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致しま す。

以上